

官報 号外

昭和五十八年五月二十日

第九十八回 参議院會議録第十六号

昭和五十八年五月二十日(金曜日)

午前十時二分開議

○議事日程 第十六号

昭和五十八年五月二十日

午前十時開議

- 第一 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第二 臨時行政改革推進審議会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(徳永正利) これより會議を開きます。
日程第一 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長 長宮田輝君。

審査報告書

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年五月十九日
地方行政委員長 宮田 輝
参議院議長 徳永 正利殿

昭和五十八年五月二十日 参議院會議録第十六号

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

要領書

一、委員会の決定の理由
本法は、地方公務員共済組合の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため新たに地方公務員共済組合連合会を設けることとする等のほか、地方公務員の定年制度の実施に伴い定年等による退職をした者に対する長期給付に係る特例措置を講じようとするもので、おおむね妥当な措置と認める。
一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十八年五月十七日
衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案
地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案
地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。
目次中第二節 連合会第二十七条―第三十八

「第二節 連合会」
第一款 全国市町村職員共済組合連合会(以下「連合会」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第二款 地方公務員共済組合連合会(以下「連合会」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第三款 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第四款 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第五款 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第六款 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第七款 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第八款 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第九款 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第十款 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第十一款 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第十二款 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第十三款 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第十四款 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第十五款 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第十六款 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第十七款 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第十八款 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第十九款 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第二十款 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第二十一条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第二十二条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第二十三条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第二十四条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第二十五条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第二十六条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第二十七条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第二十八条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第二十九条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第三十条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第三十一条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第三十二条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第三十三条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第三十四条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第三十五条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第三十六条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第三十七条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第三十八条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第三十九条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第四十条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第四十一条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第四十二条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第四十三条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第四十四条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第四十五条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第四十六条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第四十七条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第四十八条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第四十九条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第五十条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第五十一条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第五十二条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第五十三条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第五十四条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第五十五条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第五十六条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第五十七条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第五十八条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第五十九条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第六十条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第六十一条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第六十二条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第六十三条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第六十四条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第六十五条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第六十六条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第六十七条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第六十八条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第六十九条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第七十条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第七十一条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第七十二条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第七十三条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第七十四条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第七十五条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第七十六条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第七十七条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第七十八条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第七十九条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第八十条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第八十一条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第八十二条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第八十三条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第八十四条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第八十五条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第八十六条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第八十七条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第八十八条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第八十九条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第九十条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第九十一条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第九十二条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第九十三条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第九十四条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第九十五条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第九十六条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第九十七条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第九十八条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第九十九条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。
第一百条 市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を「市町村職員共済組合」に改める。

第四項中「連合会」を「市町村職員共済組合」に改める。
第二十八条第一項中「連合会」を「市町村職員共済組合」に改め、同項第七号を削り、同項第八号中「長期給付積立金及び」を削り、同号を同項第七号とし、同項第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。
第二十九条第一項中「連合会」を「市町村職員共済組合」に改める。
第三十条を次のように改める。
(総会)
第三十条 市町村連合会に、市町村連合会の業務に関する重要事項を決定するための機関として、総会を置く。
2 総会は、議員六十人をもって組織する。
3 総会の議員のうち四十七人は各構成組合の理事長が互選し、総会の議員のうち十四人は各構成組合の理事(市町村職員共済組合の第十三条第六項第二号に掲げる組合の議員が選挙した理事及び市町村職員共済組合の同項第三号に掲げる組合の議員が選挙した理事を除く。次項において同じ。)が互選する。
4 議員の任期は、その者の当該構成組合における理事長又は理事の任期による。ただし、各構成組合の理事長の互選した議員が構成組合の理事長の職を失つたとき、又は各構成組合の理事の互選した議員が構成組合の理事の職を失つたときは、議員の職を失う。
第三十二条第一項第五号及び第四項中「連合会」を「市町村連合会」に改める。
第三十三条第一項中「連合会」を「市町村連合会」に、「理事長、理事十二人」を「理事長一人、理事十三人」に改め、同条第二項中「各組合」を「各構成組合」に、「互選する」を「選挙する」に改め、同条第三項を次のように改める。
3 理事は、総会において、学識経験を有する者のうちから一人、各構成組合の理事長である総会の議員のうちから九人、及び各構成組合の理事長である総会の議員以外の総会の議員のうちから四人を選挙する。
第三十三条第四項中「各組合」を「各構成組合」に改め、同条第七項中「行なう」を「行う」に改める。

昭和五十八年五月二十日 参議院會議録第十六号

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

第三十四条第一項中「連合会」を「市町村連合会」に、「行なり」を「行う」に改め、同条第二項及び第三項中「連合会」を「市町村連合会」に改め、同条第四項中「連合会」を「市町村連合会」に、「理事長」を「理事長若しくは職務代理人」に、「行なり者」を「行なり者若しくは市町村長である職務代理人が」に、「理事長」を「理事長又は職務代理人」に改める。

第三十五条中「連合会」を「市町村連合会」に改める。

第三十六条の見出しを「災害給付積立金」に改め、同条第一項中「長期給付の円滑な実施を図るため長期給付積立金を」とを削り、「災害給付積立金を」と改め、同条第二項中「組合」を「構成組合」に、「前項の積立金」を「災害給付積立金」に、「連合会」を「市町村連合会」に改め、同条第三項中「連合会」を「市町村連合会」に、「組合」を「構成組合」に改め、「その長期給付に要する資金を長期給付積立金から」とを削り、同条第四項中「第一項の積立金」を「災害給付積立金」に改め、「事業の目的及び資金の性質に応じ」を削る。

第三十七条中「連合会」を「市町村連合会」に、「組合」を「構成組合」に改める。

第三十八条第一項中「第二十五条第一項前段」を「第二十五条前段」に、「連合会」を「市町村連合会」に、「第三項」を「第三項の認可を受けたとき」と改め、同項の規定する政令で定める事項に係る定款の変更をしたとき」に、「第二十八条第二項」を「第二十八条第二項の認可を受けたとき」に改め、同条第二項中「連合会」を「市町村連合会」に改める。

第二章第二節に次の一款を加える。

第二款 地方公務員共済組合連合会
(地方公務員共済組合連合会)

第三十八条の二 組合の長期給付に係る業務の運営に当たつては、円滑な運営を図るため、すべての組合をもつて組織する地方公務員共済組合連合会を置く。

地方公務員共済組合連合会は、次に掲げる事業を行う。

- 一 組合の長期給付に係る業務に関する技術的及び専門的な知識、資料等を組合に提供する。
- 二 組合の長期給付に係る組合員の給料と掛金との割合を定めること。
- 三 長期給付積立金を管理すること。
- 四 その他その目的を達成するために必要な事業。

地方公務員共済組合連合会は、法人とする。

地方公務員共済組合連合会は、主たる事務所を東京都に置く。

地方公務員共済組合連合会は、第三十八条の三 地方公務員共済組合連合会は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 目的
 - 二 名称
 - 三 事業
 - 四 事務所所在地
 - 五 運営審議会に関する事項
 - 六 役員に関する事項
 - 七 組合の長期給付に係る組合員の給料と掛金との割合に関する事項
 - 八 長期給付積立金に関する事項
 - 九 経費の分賦及び会計に関する事項
 - 十 その他組織及び業務に関する重要事項
- 定款の変更は、自治大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 自治大臣は、第一項第七号に掲げる事項について、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣の意見を聴かなければならない。
- (運営審議会)
- 第三十八条の四 地方公務員共済組合連合会に、運営審議会を置く。

- 2 運営審議会は、委員二十二人以内で組織する。
 - 3 委員は、自治大臣が組合員のうちから任命する。
 - 4 自治大臣は、前項の規定により委員を任命する場合においては、組合及び地方公務員共済組合連合会の業務に関する事項について広い知識を有する者のうちから任命しなければならない。この場合において、委員の半数は、組合員を代表する者でなければならない。
 - 5 次に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならない。
 - 一 定款の変更
 - 二 運営規則の作成及び変更
 - 三 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算
 - 四 重要な財産の処分及び重大な債務の負担
 - 6 運営審議会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて地方公務員共済組合連合会の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき理事長に建議することができる。
- (役員)
- 第三十八条の六 地方公務員共済組合連合会に、役員として理事長一人、理事若干人及び監事三人を置く。
- 2 理事長及び監事は、自治大臣が任命する。
 - 3 理事は、理事長が、自治大臣の認可を受けて任命する。
 - 4 役員任期は、二年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 自治大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。
 - 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - 二 職務上の義務違反があるとき。
 - 6 理事長は、前項の規定により理事を解任しよ

- うとするときは、自治大臣の認可を受けなければならない。
 - 3 理事長は、地方公務員共済組合連合会を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指定する理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。
 - 2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して地方公務員共済組合連合会の業務を執行する。
 - 3 監事は、地方公務員共済組合連合会の業務を監査する。
 - 4 地方公務員共済組合連合会と理事長又は職務代理人(第一項後段の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行う者をいう。以下この項において同じ。)との利益が相反する事項については、理事長又は職務代理人は、代表権を有しない。この場合においては、監事が地方公務員共済組合連合会を代表する。
- (長期給付積立金)
- 第三十八条の八 長期給付の円滑な実施を図るため、地方公務員共済組合連合会に長期給付積立金を設ける。
- 2 組合は、長期給付積立金に充てるため、政令で定めるところにより、第二十四条の規定により積み立てるべき責任準備金のうちから政令で定める金額を地方公務員共済組合連合会に払い込むものとする。
 - 3 地方公務員共済組合連合会は、政令で定めるところにより、組合の請求に基づき、その長期給付に要する資金を長期給付積立金から組合に交付するものとする。
 - 4 長期給付積立金は、政令で定めるところにより、安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するように運用しなければならない。
 - 5 地方公務員共済組合連合会は、長期給付積立

昭和五十八年五月二十日 参議院會議録第十六号

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

とする。この場合において、同条第三項中「四十七人」とあるのは「五十五人」と、「十四人」とあるのは「十六人」として、同項の規定を適用する。

(地方公務員共済組合連合会を組織する組合に係る特例)

第十四条の六 地方公務員共済組合連合会は、当分の間、第三十八条の二第一項の規定にかかわらず、地方職員共済組合、都職員共済組合、すべての指定都市職員共済組合、すべての市町村職員共済組合及びすべての都市職員共済組合をもつて組織するものとする。

2 前項の場合においては、第五条第一項第八号中「第三十八条の三第一項第七号に掲げる事項」とあるのは「地方職員共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合(以下「加入組合」という。にあつては、第三十八条の三第一項第七号に掲げる事項)」、第二十三条第一項中「地方公務員共済組合連合会から借り入れる場合」とあるのは「加入組合が地方公務員共済組合連合会から借り入れる場合」と、第三十八条の二第二項第一号及び第二号並びに第三十八条の三第一項第七号中「組合」とあるのは「加入組合」と、第三十八条の四第三項及び第四項中「組合員」とあるのは「加入組合の組合員」と、第三十八条の八第二項及び第三項中「組合」とあるのは「加入組合」と、第三十八条の九第一項中「組合」とあるのは「加入組合」と、第百十三条第一項中「組合を組織する職員のすべてについて政令で定める職員を単位として」とあるのは「政令で定める職員を単位として」とあるのは「加入組合に係る長期給付に要する費用にあつては、加入組合を組織する職員のすべてについて政令で定める職員を単位として」と、第百十四条第二項中「長期給付」とあるのは「加入組合の長期給付」と、第百四十二条第三項中「地方職員共済組合及び警察共済組合」とあるのは「地方職員共済組合」として、

これらの規定を適用し、第三十八条の八第五項の規定は、適用しない。

3 地方公務員共済組合連合会の運営審議会は、第一項の規定により地方公務員共済組合連合会が地方職員共済組合、都職員共済組合、すべての指定都市職員共済組合、すべての市町村職員共済組合及びすべての都市職員共済組合をもつて組織されている間、第三十八条の四第二項の規定にかかわらず、委員十四人以内で組織するものとする。

4 第一項の場合において、公立学校共済組合又は警察共済組合は、それぞれその責任準備金のうち、公立学校共済組合の公立の義務教育費国庫負担法第二条に規定する義務教育諸学校並びに養護学校の小学部及び中学部に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる職員である組合員に係る部分又は警察共済組合の国の職員である組合員に係る部分については、これらの組合がこれらの組合員に対し厚生年金保険法の規定による保険給付を行うものとした場合に必要となるべき積立金の額に相当する金額の範囲内において、政令で定める金額を、政令で定めるところにより、資金運用部に預託して運用しなければならない。

5 第一項の場合において、公立学校共済組合若しくは警察共済組合の組合員若しくは組合員であつた者(退職年金、減額退職年金又は障害年金を受ける権利を有する者に限る。)が他の組合の組合員となつたとき、又は加入組合(地方職員共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合)をいう。以下この項において同じ。)の組合員若しくは組合員であつた者(退職年金、減額退職年金又は障害年金を受ける権利を有する者に限る。)が他の組合(加入組合を除く。)の組合員となつたときは、それぞれ元の組合は、政令で定めるところにより、その者に係る責任準備金に相当する金額をそれぞれ他の組合に移換し

なければならない。

(地方公務員共済組合連合会の運営審議会の委員の任命の特例)

第十四条の七 地方公務員共済組合連合会の運営審議会の委員の任命については、昭和五十八年法律第 号の施行の日から附則第三条の二に規定する政令で定める日までの間、前条第二項の規定により読み替えて適用される第三十八条の四第三項中「加入組合の組合員」とあるのは、「加入組合の組合員又は加入組合の組合員であつた者(加入組合の運営審議会の委員又は組合会の議員である者に限る。)」として、同項の規定を適用する。

附則第二十八条の次に次の十条を加える。
(定年等による退職をした者に係る組合員の資格の継続に関する特例)
第二十八条の二 地方公務員法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第九十二号。以下「昭和五十六年法律第九十二号」という。)の公布の日において既に組合員であつた者で、その者に係る地方公務員法第二十八条の二第一項の規定に基づき条例で定める日(昭和五十六年法律第九十二号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつては、同条に規定する条例施行日、以下この項及び附則第二十八条の五第一項において「定年退職日」という。)まで引き続き組合員であつたものが、地方公務員法第二十八条の二第一項又は昭和五十六年法律第九十二号附則第三条の規定により当該定年退職日に退職した場合(地方公務員法第二十八条の三(昭和五十六年法律第九十二号附則第四条において準用する場合を含む。)の規定により勤務した後退職した場合及び地方公務員法第二十八条の四(昭和五十六年法律第九十二号附則第五条において準用する場合を含む。))の規定により任用された後退職した場合を含む。以下「定年等による退職をした場合」という。)において、その者の組合員期間が十年以上であり、かつ、その者が退職年金(附

五一八

則第二十八条の五第二項に規定する特例退職年金を含む。)又は通算退職年金を受ける権利を有する者でないときは、その者は、当該退職に係る組合に申し出て、引き続き当該組合のこの法律の規定(長期給付に関する規定に限る。)の適用を受ける組合員となることことができる。この場合において、長期給付に関する規定の適用については、その申出をした者の退職は、なかつたものとみなす。

2 前項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けることとなつた者で、その後、引き続き、同項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けることとされる組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員若しくは他の法律に基づく共済組合で長期給付に相当する給付を行うもの組合員又は厚生年金保険若しくは船員保険の被保険者(以下この項において「被保険者等」という。)となつたものが、当該被保険者等の資格を喪失した場合において、その者が退職年金(附則第二十八条の五第二項に規定する特例退職年金を含む。)又は通算退職年金を受ける権利を有する者でないときは、その者は、前項の規定による申出をした組合に申し出て、当該被保険者等の資格を喪失した日から当該組合のこの法律の規定(長期給付に関する規定に限る。)の適用を受ける組合員となることことができる。

3 第一項又は前項の申出は、第一項の退職をした日の翌日又は前項の組合員若しくは被保険者の資格を喪失した日から起算してそれぞれ六月を経過する日までの間にしなければならない。ただし、組合は、正当な理由があると認めるときは、この期間を経過した後の申出であつても、受理することができる。

4 第一項又は第二項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けることとされる組合員(以下「特例継続組合員」という。)となつた者は、地方公務員共済組合連合会(公立学校共済組合

なければならない。

なければならない。

なければならない。

なければならない。

又は警察共済組合の特例継続組合員となつた者については、公立学校共済組合又は警察共済組合が、政令で定める基準に従ひ、その者の長期給付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める金額(以下「特例継続掛金」という。)を、毎月、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならぬ。

5 特例継続組合員となつた者が特例継続組合員となつた後最初に払い込むべき特例継続掛金をその払込期日までに払い込まなかつたときは、第一項又は第二項の規定にかかわらず、その者は、特例継続組合員にならなかつたものとみなす。ただし、その払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めるときは、この限りでない。

6 特例継続組合員となつた者が次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌日(第三号に該当するに至つたときは最後の払込みのあつた特例継続掛金に係る月の翌月の初日、第四号に該当するに至つたときはその日)から、その資格を喪失する。

一 死亡したとき。
 二 退職年金(附則第二十八条の五第二項に規定する特例退職年金を含む)を受けることができる組合員期間を有することとなつたとき、又は第八十二条第二項各号の一に該当することとなつたとき。

三 特例継続掛金(特例継続組合員となつた後最初に払い込むべき特例継続掛金を除く)をその払込期日までに払い込まなかつたとき(払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めるときを除く)。

四 特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員若しくは他の法律に基づき共済組合で長期給付に相当する給付を行うものの組合員又は厚生年金保険若しくは船員保険の被保険者となつたとき。

五 特例継続組合員でなくなることを希望する旨を組合に申し出たとき。
 7 第一項、第二項及び前項第五号の申出の手續に必要事項は、政令で定める。
 (特例継続組合員が死亡した場合等における長期給付の特例)
 第二十八条の三 特例継続組合員が公務傷病によらないで特例継続組合員である間に死亡した場合における第九十三条第三号の規定による遺族年金の額は、同号及び第九十三条の二から第九十三条の六までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これにその者の組合員期間(通算年金通則法の規定による通算対象期間であるものに限る。)の月数を乗じて得た金額の百分の五十に相当する金額とする。

一 四十九万二千元
 二 特例継続掛金の標準となつた給料の千分の十に相当する額に二百四十を乗じて得た金額
 2 前項の場合において、特例継続組合員が旧法第八十三条第一項ただし書の規定の適用を受けた者であつたときは、その者に係る第九十三条第三号の規定による遺族年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額から政令で定める金額を控除した金額とする。

3 特例継続組合員が特例継続組合員である間に公務によらないで病氣にかかり、又は負傷した場台における第八十六条第一項第二号の規定による障害年金又は第九十二条第一項の規定による障害一時金の支給の要件の特例については、政令で定める。
 (健康保険法等との関係)
 第二十八条の四 特例継続組合員(第四百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員であるものを除く。次項において同じ。)は、健康保険法第十二条の規定の適用については、同条第一項に規定する他の法律に基づき共済組合の組合員で

ないものとみなす。
 2 特例継続組合員は、国民健康保険法第六条の規定の適用については、同条第三号に規定する地方公務員等共済組合法に基づき共済組合の組合員でないものとみなす。
 (定年等による退職をした者に係る長期給付の特例)
 第二十八条の五 昭和五十六年法律第九十二号の公布の日において現に組合員であつた者で、その者に係る定年退職日までの引続き組合員であつたものが、定年等による退職をした場合において、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年以上であり、かつ、その者が退職年金又は通算退職年金を受ける権利を有する者でないときは、その者が死亡するまで、退職年金を支給する。

2 前項の規定により支給する退職年金(以下「特例退職年金」という。)の額は、第七十八条第二項及び第七十八条の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに組合員期間(通算年金通則法の規定による通算対象期間であるものに限る。)の月数を乗じて得た金額とする。
 一 四十九万二千元
 二 給料の千分の十に相当する額に二百四十を乗じて得た金額
 3 前項の場合において、その者が旧法第八十三条第一項ただし書の規定の適用を受けた者であるときは、その者に係る特例退職年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額から政令で定める金額を控除した金額とする。

第二十八条の六 第七十九条第一項の規定により特例退職年金の支給を停止されている者が退職をしたとき(当該退職により特例退職年金以外の特例退職年金を受ける権利を有することとなることを除く)は、前後の組合員期間を合算して特例退職年金の額を改定する。この場合において

は、第八十条の規定は、適用しない。
 2 前項前段の場合において、その改定額が、改定前の特例退職年金の額と、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除して得た金額に前後の組合員期間を合算した期間の月数から改定前の特例退職年金の基礎となつた組合員期間の月数を控除した月数を乗じて得た金額との合計額より少ないときは、その合計額に相当する金額をもつて、改定額とする。
 一 四十九万二千元
 二 再退職に係る給料の千分の十に相当する額に二百四十を乗じて得た金額
 第二十八条の七 既に特例退職年金の支給を受けている場合を除き、特例退職年金を受ける権利を有する者が第八十三条第一項の規定による請求をしたときは、脱退一時金を支給するものとし、特例退職年金は、支給しない。

2 特例退職年金を受ける権利を有する者には、通算退職年金は、支給しない。
 3 特例退職年金を受ける権利を有する者については、附則第十八条の二第一項及び昭和五十四年法律第七十三号附則第七條第二項の規定は、適用しない。
 4 第七十九条第一項の規定により特例退職年金の支給を停止されている者が退職をした場合において、その者が当該退職により特例退職年金以外の退職年金を受ける権利を有することとなるときは、その者には、特例退職年金は、支給しない。

第二十八条の八 特例退職年金を受ける権利を有する者(第七十九条第一項の規定により当該特例退職年金の支給を停止された者を除く)が公務傷病によらないで死亡したときは、第九十三条の規定にかかわらず、その者の遺族に、遺族年金を支給する。
 2 前項の規定により支給する遺族年金(附則第二十八条の十一において「特例遺族年金」という。)の額は、第九十三条から第九十三条の六ま

第二十八条の九 特例退職年金(附則第二十八条の十一において「特例遺族年金」という。)の額は、第九十三条から第九十三条の六ま

第二十八条の十 特例退職年金(附則第二十八条の十一において「特例遺族年金」という。)の額は、第九十三条から第九十三条の六ま

第二十八条の十一 特例退職年金(附則第二十八条の十一において「特例遺族年金」という。)の額は、第九十三条から第九十三条の六ま

昭和五十八年五月二十日 参議院會議録第十六号

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

での規定にかかわらず、その死亡した者に係る附則第二十八條の五第二項及び第三項並びに附則第二十八條の六の規定により算定した特別退職年金の額の百分の五十に相当する金額とする。

第二十八條の九 次に掲げる場合は、定年等による退職をした場合に該当するものとみなして、附則第二十八條の五から前条までの規定を適用する。ただし、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間のうち特別継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としての組合員期間が七年六月未満である場合は、この限りでない。

一 特別継続組合員である者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年に達した場合

二 特別継続組合員であつた者で引き続き特別継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員(団体組合員を除く。)となつたものが退職をした場合において、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年以上であり、かつ、その者が退職年金又は通算退職年金を受ける権利を有する者でないとき。

(国の職員に関する特例)

第二十八條の十 国の職員に係る附則第二十八條の二第二項及び第四項、附則第二十八條の三第一項第二号、附則第二十八條の五第一項及び第二項第二号並びに附則第二十八條の六第二項第二号の規定の適用については、附則第二十八條の二第二項中「地方公務員法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第九十二号。以下「昭和五十六年法律第九十二号」という。)の公布の日」とあるのは「国家公務員法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十七号。以下「昭和五十六年法律第七十七号」という。)の公布の日」と、「地方公務員法第二十八條の二第一項の規定に基づき条例で定める日(昭和五十六年法律第

九十二号附則第三條の規定の適用を受ける者にあつては、同条に規定する条例施行日」とあるのは「国家公務員法第八十一條の二第一項に規定する定年退職日(昭和五十六年法律第七十七号附則第三條の規定の適用を受ける者にあつては、昭和五十六年法律第七十七号の施行の日)」と、「地方公務員法第二十八條の二第一項又は昭和五十六年法律第九十二号附則第三條」とあるのは「国家公務員法第八十一條の二第一項又は昭和五十六年法律第七十七号附則第三條」と、「地方公務員法第二十八條の三(昭和五十六年法律第七十七号附則第四條において準用する場合を含む。）」とあるのは「国家公務員法第八十一條の三(昭和五十六年法律第七十七号附則第四條において準用する場合を含む。）」と、「地方公務員法第二十八條の四(昭和五十六年法律第九十二号附則第五條において準用する場合を含む。）」とあるのは「国家公務員法第八十一條の四(昭和五十六年法律第七十七号附則第五條において準用する場合を含む。）」と、同条第四項中「地方公共団体」とあるのは「国」と、附則第二十八條の三第一項第二号中「給料」とあるのは「俸給」と、附則第二十八條の五第一項中「昭和五十六年法律第九十二号の公布の日」とあるのは「昭和五十六年法律第七十七号の公布の日」と、同条第二項第二号及び附則第二十八條の六第二項第二号中「給料」とあるのは「俸給」とする。(政令への委任)

第二十八條の十一 附則第二十八條の二から前条までに定めるものは、特別継続組合員に係る長期給付及び長期給付に要する費用の負担についてこの法律又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の規定を適用する場合における技術的調整をその他特別継続組合員に対するこの法律又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の適用に関し必要な事項並びに特別退職年金及び特別遺族年金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十三條中「連合会」を「旧連合会」に改める。

附則第三十三條の二第二項第一号中「第四百四十一条第四項及び第五項」を「第四百四十一条第三項及び第四項」に改める。

附則第四十條の二第四項中「第三十二條」の下に「第三十八條の五」を加える。

附則

附則(施行期日) 第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第四條まで及び附則第九條の規定は公布の日から、地方公務員等共済組合法附則第二十八條の次に十條を加える改正規定は昭和六十年三月三十一日から施行する。

(全国市町村職員共済組合連合会の設立) 第二条 市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会の理事長は、その協議により、昭和五十八年十二月三十一日までに、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の理事長の協議を招集しなければならない。

2 市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の理事長は、前項に規定する会議において、全国市町村職員共済組合連合会(以下「市町村連合会」という。)の理事長となるべき者を互選し、並びにこの法律による改正後の地方公務員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)第二十八條第一項各号に掲げる事項について定款を定め、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)を含む事業年度の事業計画及び予算を作成しなければならない。

3 前項の規定により市町村連合会の理事長となるべき者として互選された者は、昭和五十九年二月二十九日までに、同項の定款、事業計画及び予算について自治大臣の認可を申請しなければならない。

4 自治大臣は、前項に規定する認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

5 市町村連合会は、前項の規定による告示があつたときは、施行日に成立する。この場合において、市町村連合会は、遅滞なく、その定款を公告しなければならない。

6 第二項の市町村連合会の理事長となるべき者は、市町村連合会の成立の日において、市町村連合会の理事長となるものとする。

7 市町村連合会の設立に要する費用は、市町村連合会が負担するものとする。

(地方公務員共済組合連合会の設立) 第三条 地方公務員共済組合連合会の設立に当たっては、地方職員共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合は、五人の地方公務員共済組合連合会設立委員(以下「設立委員」という。)を選任しなければならない。

2 前項の場合において、地方職員共済組合又は都職員共済組合はそれぞれ一人の設立委員を、すべての指定都市職員共済組合、すべての市町村職員共済組合又はすべての都市職員共済組合はそれぞれすべての指定都市職員共済組合の理事長、すべての市町村職員共済組合の理事長又はすべての都市職員共済組合の理事長の協議によりそれぞれ一人の設立委員を、昭和五十八年十二月三十一日までに選任するものとする。

3 設立委員は、昭和五十九年二月二十九日までに、改正後の法第三十八條の三第一項各号に掲げる事項について定款を定め、施行日を含む事業年度の事業計画及び予算を作成し、並びにその定款、事業計画及び予算について自治大臣の認可を申請しなければならない。

4 自治大臣は、前項に規定する認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

5 地方公務員共済組合連合会は、前項の規定による告示があつたときは、施行日に成立する。この場合において、地方公務員共済組合連合会は、遅滞なく、その定款を公告しなければならない。

6 設立委員は、地方公務員共済組合連合会が成
立したときは、遅滞なく、その事務を理事長に
引き継ぎなければならない。

7 地方公務員共済組合連合会の設立に要する費
用は、地方公務員共済組合連合会が負担するも
のとする。

(市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済
組合連合会の解散等)

第四条 この法律による改正前の地方公務員等共
済組合法(以下「改正前の法」という。)第二十七
条第一項の規定に基づく市町村職員共済組合連
合会及び都市職員共済組合連合会(以下「旧連合
会」という。)は、市町村連合会の成立の時に
おいて解散するものとし、旧連合会の権利義務は、
その時において市町村連合会が承継する。

2 市町村連合会は、前項の規定により解散する
旧連合会の職員に対して、市町村連合会の職員
としての採用、就職のあつせんその他の適切な
措置を講じなければならない。

3 第一項の規定により市町村連合会が権利を承
継する場合における当該承継に係る不動産又は
自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは
土地の取得に対して課する特別土地保有税又は
は自動車取得税を課することができない。

4 市町村連合会が第一項の規定により権利を承
継し、かつ、引き続き保有する土地で改正前の
法第二十七条第一項の規定に基づく市町村職員
共済組合連合会が昭和四十四年一月一日前に取
得したものに對しては、土地に対して課する特
別土地保有税を課することができない。

5 市町村連合会は、第一項の規定により承継す
る資産のうち改正前の法第三十六条第一項の規
定による長期給付積立金(以下この項において
「長期給付積立金」という。)に係るものについて
は、旧連合会における長期給付積立金の運用の
状況を考慮して政令で定めるところにより、市
町村職員共済組合及び都市職員共済組合に移換

するものとする。

6 第一項の規定により旧連合会が解散した場合
における解散の登記その他解散に伴う必要な措
置については、政令で定める。

(市町村連合会の役員の特例)

第五条 改正後の法第三十三條第三項又は第四項
の規定に基づいて最初に選挙された市町村連合
会の役員は、同条第五項の規定にかかわ
らず、施行日から昭和五十九年十一月三十日ま
での間とする。

(長期給付に要する費用の算定単位に関する経
過措置)

第六条 施行日以後最初に改正後の法附則第十四
条の六第二項の規定により読み替えられた改正
後の法第十三條第一項後段の規定による再計
算が行われるまでの間は、組合の長期給付に要
する費用の算定の単位については、同項の規定
にかかわらず、なお従前の例による。

(審査請求等に関する経過措置)

第七条 施行日前に改正前の法第一百七條第一項
の規定に基づき改正前の法第八十八條第一項の
規定により旧連合会に置かれた地方公務員共済
組合審査会(以下この項において「旧連合会の審
査会」という。)に対してされた審査請求が施行
日の前日までに裁決が行われていないものは改
正後の法第一百七條第一項の規定に基づき改正
後の法第八十八條第一項の規定により市町村連
合会に置かれる地方公務員共済組合審査会(以
下この項において「市町村連合会の審査会」とい
う。)に対してされた審査請求と、施行日前に旧
連合会の審査会において行われた裁決は市町村
連合会の審査会において行われた裁決とみな
す。

2 この附則に定めるものは、改正前の法の
規定に基づいてされた行為又は手続は、改正後
の法の相当する規定に基づいてされた行為又は

手続とみなす。

(組合役員等の取扱に關する経過措置)

第八条 地方公務員共済組合の役員(常時勤務に
服することを要しない者を除く。以下この条に
おいて「組合役員」という。)又は市町村連合会若
しくは地方公務員共済組合連合会の役員(常時
勤務に服することを要しない者を除く。以下こ
の項において「連合会役員」という。)である者が
改正後の法第四十一條第一項若しくは第二項
の規定により改正後の法第二條第一項第一号に
規定する職員とみなされる期間又は改正後の法
第四十四條の十九の規定により改正後の法第
百四十四條の三第一項に規定する団体職員とみ
なされる期間に係る改正後の法の長期給付に關
する規定の適用については、その者の施行日以
後における組合役員又は連合会役員としての在
職期間に限るものとする。

2 施行日の前日に組合役員であつた者で、施行
日以後引き続き組合役員であるものについては
は、改正後の法第四十一條第一項若しくは第
百四十四條の十九又は前項の規定にかかわら
ず、その者が引き続き当該組合役員である間
は、改正後の法の長期給付に關する規定の適用
を受ける組合員としない。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもの
ほか、市町村連合会又は地方公務員共済組合連
合会の設立に關する経過措置その他この法律の
施行に關し必要な事項は、政令で定める。

(罰則に關する経過措置)

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。
(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する
施行法の一部改正)

号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第四号中「連合会」を削り、
「公務によらない障害年金」を若しくは公務に
よらない障害年金に、「連合会役員」を「連合
会若しくは連合会役員」に改め、「新法第二
十七條第二項」を削る。

第百三十條第一項中「及び第百三十六條第二
項」を削る。
(昭和四十二年以後における地方公務員等共
済組合法の年金の額の設定等に関する法律の一
部改正)

第十二條 昭和四十二年以後における地方公務
員等共済組合法の年金の額の設定等に関する法
律(昭和四十二年法律第五五号)の一部を次のよ
うに改正する。

第十二條第一項及び附則第十條中「第百四十
一條(第三項を除く。)」を「第百四十一條」に改め
る。
(地方税法の一部改正)

第十三條 地方税法(昭和二十五年法律第二百
十六号)の一部を次のように改正する。
第二十五條第一項第二号、第七十二條の五第
一項第四号、第二百九十六條第一項第二号及び
第三百四十八條第四項中「市町村職員共済組合
連合会、都市職員共済組合連合会」を「全国市町
村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連
合会」に改める。
(土地収用法の一部改正)

第十四條 土地収用法(昭和二十六年法律第二
十九号)の一部を次のように改正する。
第三條第二十四号中「市町村職員共済組合連
合会若しくは都市職員共済組合連合会」を「若し
くは全国市町村職員共済組合連合会」に改める。
(所得税法の一部改正)

第十五條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)
の一部を次のように改正する。

昭和五十八年五月二十日 参議院會議録第十六号 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

別表第一号の表中市町村職員共済組合連合会の項を削り、

船員災害防止協会

船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)

船員災害防止協会

全国市町村職員共済組合連合会

地方公務員等共済組合法

地方公務員共済組合

地方公務員等共済組合法

地方公務員共済組合

地方公務員等共済組合法

地方公務員共済組合連合会

を削る。

(法人税法の一部改正)

第十六条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二号の表中市町村職員共済組合連合会の項を削り、

船員災害防止協会

船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)

船員災害防止協会

全国市町村職員共済組合連合会

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)

地方公務員共済組合

地方公務員等共済組合法

地方公務員共済組合

地方公務員等共済組合法

地方公務員共済組合連合会

を削る。

(印紙税法の一部改正)

第十七条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会」を「全国市町村職員共済組合連合会」に改める。

臨時行政改革推進審議会設置法案

(登録免許税法の一部改正)

第十八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の十八の項中「市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会」を「全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会」に改める。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第十九条 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「若しくは同法第二十七条に規定する市町村職員共済組合連合会若しくは都市職員共済組合連合会」を、同法第二十七条に規定する全国市町村職員共済組合連合会若しくは同法第三十八条の二に規定する地方公務員共済組合連合会」に改める。

第二十条 行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律の一部改正)

第二十一条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十六号中「市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会」を監督し、及び「全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会」を監督し、」に改める。

第十条第一項第八号の二中「市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会」を「全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会」に改め、同条第二項中「前項第六

号から第九号の二まで」を「前項第六号から第九号まで」に改める。

〔宮田輝君登壇、拍手〕

○宮田輝君 たいま議題となりました法律案は、地方公務員共済組合の長期給付に關し、その業務の適正かつ円滑な運営を図るため、新たに地方公務員共済組合連合会を設けること、連合会の事業として、組合員の掛金率の決定、長期給付積立金の管理、各組合において不足する長期給付資金の交付等を行わせること、地方公務員の定年制の実施に伴い、定年等による退職者のうち、何らの年金を受けず権利を有しない者に対して長期給付の特例措置を講ずること等を主な内容とするものであります。

○議長(徳永正利君) これより採決をいたします。委員会におきましては、年金財政の見直し、公的年金の改革のあり方、連合会の組織及び運営などの問題について熱心な質疑が行われました。質疑を終局し、反対討論があり、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(徳永正利君) 日程第二 臨時行政改革推進審議会設置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長坂野重信君。

審査報告書

臨時行政改革推進審議会設置法案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。
昭和五十八年五月十九日

内閣委員長 坂野 重信
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、臨時行政調査会の行政改革に関する第四次答申を踏まえ、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現を推進するため、臨時行政調査会の行った行政改革に関する答申を受けて講ぜられる行政制度及び行政運営の改善に関する施策に係る重要事項について調査審議するための機関として、総理府に臨時行政改革推進審議会を設置しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

既定経費の範囲内で賄うこととしている。

臨時行政改革推進審議会設置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十八年五月十日

衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

臨時行政改革推進審議会設置法案

臨時行政改革推進審議会設置法

(目的及び設置)

第一条 社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現を推進するため、総理府に、附屬機関として、臨時行政改革推進審議会(以下「審議会」といふ。)を置く。

昭和五十八年五月二十日 参議院会議録第十六号

(所掌事務)

第二条 審議会は、臨時行政調査会(昭和五十六年三月十六日に設置され、昭和五十八年三月十五日に廃止されたものをいう。)の行った行政改革に関する答申を受けて講ぜられる行政制度及び行政運営の改善に関する施策に係る重要事項について調査審議し、その結果に基づいて内閣総理大臣に意見を述べ、これを尊重しなればならぬ。諮問に応じて答申する。
(意見等の尊重)

第三条 内閣総理大臣は、前条の意見又は答申を受けたときは、これを尊重しなればならぬ。

(組織)

第四条 審議会は、委員七人をもつて組織する。

(委員)

第五条 委員は、行政の改善問題に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなればならぬ。

4 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

5 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 委員は、非常勤とする。

(会長)

第六条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
(資料提出その他の協力等)

第七条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長並びに行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)第二条第四号の二に規定する法人(次項において「特殊法人」といふ。)の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、行政機関及び特殊法人の運営状況を調査し、又は委員にこれを調査させることができる。

3 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)

第八条 審議会の調査事務その他の事務を処理させるため、審議会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。
(政令への委任)

第九条 この法律に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五條第一項中両議院の同意を得ることに關する部分は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。
第十五條第一項の表中臨時行政調査会の項を次のように改める。

臨時行政改革推進審議会設置法
(昭和五十八年法律第 号)
の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

(特別職の職員の給与に關する法律の一部改正)
3 特別職の職員の給与に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。
第一條第十九号の七を次のように改める。
十九の七 臨時行政改革推進審議会委員
(この法律の失効)

4 この法律は、附則第一項の政令で定める日から起算して三年を経過した日にその効力を失う。

〔坂野重信君登壇、拍手〕
○坂野重信君 たいま議題となりました臨時行政改革推進審議会設置法につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、臨時行政調査会の第四次答申を踏まえて、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現を推進するため、総理府に、附屬機関として臨時行政改革推進審議会を設置しようとするものでありまして、審議会は、臨時行政調査会の行った行政改革に関する答申を受けて講ぜられる行政制度及び行政運営の改善に関する施策に係る重要事項について調査審議し、その結果に基づいて内閣総理大臣に意見を述べ、これを尊重しなればならぬ。諮問に応じて答申することを任務としております。審議会の構成は、行政の改善問

題に關してすぐれた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する非常勤の委員七人で組織し、審議会の調査事務を処理するため、事務局を置くこととしております。

なお、審議会は政令で定める施行期日から三年を経過した日に廃止することとしております。

委員会におきましては、審議会設置の必要性、審議会の任務、性格、本審議会と臨調第四次答申との関連及び既存の各種審議会等との調整問題等のほか、行革大綱の今後の策定見通し並びに電電、専売各公社の改革問題を初め総合管理庁の設置、国土庁など三庁統合問題等広範多岐にわたって質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終り、討論に入り、この際、日本社会党を代表して野田委員、日本共産党を代表して安武委員より、それぞれ反対の旨の発言がありました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(徳永正利君) 本案に対し、討論の通告がございます。発言を許します。山崎昇君。

〔山崎昇君登壇、拍手〕

○山崎昇君 私、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました臨時行政改革推進審議会設置法案に対し、反対の討論を行うものであります。

反対の第一の理由は、この法案によつて進められようとしている行政改革が国民の期待にこたへたものになつていないことであり、

国民のための行政改革は、軍縮で平和を築き、福祉、分権によつて国民の生活を守り、国民のための効率的で簡素な政府づくりだと思つておりますが、第二臨調答申はこのような国民のための行革理念が全く欠落しているものであります。ことに、答申が、わが国の平和戦略からでなく、アメ

リカの軍事戦略に追随して、軍事費の突出に道を開く端緒として利用されただけでなく、財政赤字を理由に福祉や文教政策を後退させ、所得税減税の五年間にわたつての見送り、人事院勧告の凍結など、国民生活にかかわる諸権利を侵害する根拠をつくつたもので、許しがたいのであります。

簡素で効率的な行政をうたい文句に、鈴木、中曾根内閣が今日まで行つた行革は、このような臨調答申に名をかりた福祉、医療、文教の切り詰め、人勅凍結と防衛費予算の異常突出の聖域扱いであり、この事実が、国民の目に防衛費捻出確保のための行財政改革としか映らないのであります。歴代内閣が守り通してきた防衛費のGNP比一%以内の歯どめも、もはや風前のともしびであり、政府はこの公約を簡単に踏みこじろうとして

いるのであります。このような軍拡路線を選択している行財政改革には多くの国民が危惧の念を抱いており、このような改革の推進は断じて認めることができないのであります。

また、答申は、曲がりなりにも「増税なき財政再建」を堅持することをうたつていながら、調され、目的と手段が逆になつているのであります。中途半端な補助金の削減では財政再建ができないことは言うまでもありませんが、答申内容は、現下の不公平税制を是正する具体案の提言もなく、国民の期待したものとはなっていないのであります。

さらに、答申は、今後の行政の目指すべき目標として、活力ある福祉社会の建設と国際社会に対する積極的貢献を挙げ、行政改革を進める観点では、「変化への対応」「総合性の確保」「簡素効率化」及び「信頼性」の確保の四点を挙げていながら、この内容が、大企業の活力を發揮させるための規制緩和の緩和や中央集権化の強化あるいは行政サービスの切り捨てを意味するものであつて、まさに財界主導の行革と言わざるを得ないのであります。このような行革推進に賛成す

ることはできないのであります。

反対の第二の理由は、今回設置しようとしてい臨時行政改革推進審議会の果たすべき役割りと性格が全く不明であり、真の行革に機能しないこととであります。

鈴木内閣に引き続き中曾根内閣も、行財政改革を内政の最重要課題として取り上げながら、その具体的内容はきわめて不明確であります。本月下旬に最終答申を受けての「行革大綱」を改めて作成するとも言われておりますが、重要事項はすべて見送られると伝えられております。行政改革を具体的に実施することは政府みずからの責任であり、政府の立場で臨調答申を全面的に尊重し実施するといふのであれば、まず具体的な実施計画と詳細な改革の内容を明らかにすべきであります。

しかるに政府は、今日まで行革の具体的内容を明らかにしないまま、行政改革を推進する審議会だけを設置しようとしているのであります。こうしたやり方はきわめて無責任で、行革の進め方が逆転していると言わなければならず、納得できるものではないのであります。

今回の法案は臨調第四次答申を踏まえていこととは言うまでもありませんが、この答申は、五次にわたる臨調答申の推進状況を監視する機関として設置するよう提言しているにすぎないと思つておりますが、法案内容は、単に臨調答申の実施状況を追跡調査するだけでなく、臨調答申に沿つて各種改革施策を決定する機関としての含みを持たせているのであります。実質的には臨調の存続と思つざるを得ないのであります。

本来、行政改革は、政府が国民の代表者である国会のチェックを受けながら責任を持って実行すべきでありまして、審議会を設置して推進するといふやり方は、議会制民主主義を軽視するばかりか、審議会を隠れみのとして政府の責任を回避するものと言わなければなりません。今回設置しようとする審議会は、臨調答申の実施を監視する機能を負っているのであります。このような監視

機関がなければ行革が実施できないものではないのであります。行政改革こそ最大の政治課題と宣伝し、行革に政治生命をかける意気込みと言われる中曾根内閣が、このような法案を提出すること自体まさに恥辱的と言わざるを得ないのであります。中曾根内閣が言行一致の内閣であるならば、直ちに撤回すべき性質のものであると思つております。

反対の第三の理由は、行政の簡素化、効率化が期待されている今日、新たに審議会を設置して、既存の審議会、調査会との関連も明確にされないまま、屋上屋を重ねていることとあります。

臨調に対する国民の期待は、簡素にして効率的な政府づくりにあるはずであります。しかるに政府は、二百十一に上る既存の審議会や調査会を温存したまま、さらに新しい審議会の設置を提案して組織の複雑化を図り、あまつさえ、既存の審議会、調査会等との役割り分担を明確にしていけないのであります。すでに郵政大臣は、臨調答申が指摘している定額郵便貯金の見直しについて、「答申には利用者の立場がでておらず、素直に納得できる心境でない」と、さらに、「郵便貯金のあり方を変更する場合は、郵政審議会の意見を聞かなければならない」と言明しており、また、大蔵大臣は本院予算委員会において、増税なき財政再建を堅持すべきだとした臨調答申について、「哲学を示したもので、最終決定は権威ある政府税制調査会の判断による」とも答弁し、増税の可能性を示唆しているのであります。

このように、臨調が行つた行政改革に関する重要事項は、ほとんど既存の審議会やあるいは調査会場の利用して調査審議が行われることになつているのであります。今回設置しようとする審議会の検討課題と著しく重複し、屋上屋を重ねるのであります。さらに、既存の審議会あるいは調査会と、今回設置しようとしている審議会の答申や意見が食い違つた場合、だれがどう調整し、責

任はだれが負うのかは全く不明でありまして、絶
対に認めることはできないのであります。

以上、私は、本法案に反対する主な理由につい
て申し述べましたが、国民の求める行政改革は、
政官財の構造的癒着を完全に断ち切り、国民に開
かれた透明で有効な行政を確立するための情報公
開制度の確立、国民の立場に立つて所得税の減税
を實現し、一部特定の者を優遇する不公平税制を
徹底的に是正するとともに、膨大な補助金、公共
事業のあり方などを抜本的に改革することこそが
重要であり、わが党は、すでに提言している真の
国民のための行政改革を進める決意を表明し
て、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(徳永正利君) これにて討論は終局いたし
ました。

○議長(徳永正利君) これより採決をいたしま
す。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時十九分散会

出席者は左のとおり。

- | | |
|-----|--------|
| 議長 | 徳永正利君 |
| 副議長 | 秋山長造君 |
| 議員 | 中野鉄造君 |
| | 渡部通子君 |
| | 高木健太郎君 |
| | 鶴岡洋君 |
| | 伊藤郁男君 |
| | 太田淳夫君 |
| | 降矢敬雄君 |
| | 矢追秀彦君 |
| | 大川清幸君 |
| | 桑名義治君 |
| | 小西博行君 |
| | 中村鋭一君 |
| | 堀出啓典君 |
| | 堀江正夫君 |
| | 藤原房雄君 |
| | 坂元親典君 |

- | | | |
|---------|-------|--------|
| 平井卓志君 | 鈴木一弘君 | 三木忠雄君 |
| 柏原ヤス君 | 原文兵衛君 | 渋谷邦彦君 |
| 小平芳平君 | 中尾辰義君 | 柄谷道一君 |
| 三治重信君 | 中山千夏君 | 多田省吾君 |
| 山田耕三郎君 | 青島幸男君 | 白木義一郎君 |
| 谷川寛三君 | 名尾良孝君 | 田淵哲也君 |
| 井上裕君 | 井上道君 | 安井謙君 |
| 井上吉大君 | 岡田広君 | 美濃部亮吉君 |
| 石本茂君 | 志村愛子君 | 桑豊君 |
| 金井元彦君 | 中村太郎君 | 田代由紀男君 |
| 斎藤十朗君 | 白井莊一君 | 仲川幸男君 |
| 加藤武徳君 | 藤田正明君 | 林寛子君 |
| 杉山令肇君 | 沖外夫君 | 大木浩君 |
| 田沢智治君 | 井上孝君 | 安孫子藤吉君 |
| 大河原大一郎君 | 大島友治君 | 大鷹淑子君 |
| 夏目忠雄君 | 山東昭子君 | 亀井久興君 |
| 遠藤要君 | 鶴崎均君 | 上條勝久君 |
| 稲嶺一郎君 | 町村金五君 | 中村楨二君 |
| 植木光教君 | 岩動道行君 | 片山正英君 |
| | | 中西一郎君 |
| | | 田中正巳君 |
| | | 源田実君 |
| | | 上田稔君 |
| | | 円山雅也君 |
| | | 宮澤弘君 |
| | | 森山眞弓君 |
| | | 関口恵造君 |
| | | 板垣正君 |
| | | 竹内潔君 |
| | | 坂野重信君 |
| | | 戸塚進也君 |
| | | 中山太郎君 |
| | | 古賀雷四郎君 |
| | | 初村滝一郎君 |
| | | 小林国司君 |
| | | 山内一郎君 |
| | | 小澤太郎君 |
| | | 江田五月君 |

- | | | |
|---------|--------|--------|
| 野末陳平君 | 松浦功君 | 村上正邦君 |
| 岡部三郎君 | 高木正明君 | 福田宏一君 |
| 岩崎純三君 | 大坪健一郎君 | 梶原清君 |
| 後藤正夫君 | 宮田輝君 | 内藤健君 |
| 目黒今朝次郎君 | 増田盛君 | 長谷川信君 |
| 内藤善三郎君 | 山崎昇君 | 大木正吾君 |
| 安田隆明君 | 安田隆明君 | 佐々木満君 |
| 土屋義彦君 | 小谷守君 | 片山甚市君 |
| 鈴木和美君 | 勝又武一君 | 山崎龍男君 |
| 丸山篤君 | 安武洋子君 | 鈴木省吾君 |
| 矢田理君 | 福間知之君 | 長田裕二君 |
| 山中郁子君 | 松本英一君 | 野田哲君 |
| 神谷信之助君 | 川村清一君 | 桐木又三君 |
| 西久保重光君 | 赤桐操君 | 秦野章君 |
| 瀨谷英行君 | 阿具根登君 | 对馬孝且君 |
| 上田耕一郎君 | 自治大臣 | 本岡昭次君 |
| | 行政管理局長 | 大森昭君 |
| | | 近藤忠孝君 |
| | | 吉田正雄君 |
| | | 丸谷金保君 |
| | | 志苦裕君 |
| | | 粕谷照美君 |
| | | 和田静夫君 |
| | | 立木洋君 |
| | | 小山一平君 |
| | | 小野明君 |
| | | 田中寿美子君 |
| | | 市川正一君 |
| | | 青木新次君 |
| | | 小柳勇君 |
| | | 八百板正君 |
| | | 宮本顕治君 |
| | | 山本幸雄君 |
| | | 齋藤邦吉君 |

- 議長の報告事項
一昨十八日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。
- | | | |
|--------|--------|--------|
| 内閣委員 | 内閣委員 | 内閣委員 |
| 地方行政委員 | 地方行政委員 | 地方行政委員 |
| 外務委員 | 外務委員 | 外務委員 |
| 大蔵委員 | 大蔵委員 | 大蔵委員 |
| 文教委員 | 文教委員 | 文教委員 |
| 社会労働委員 | 社会労働委員 | 社会労働委員 |
| 農林水産委員 | 農林水産委員 | 農林水産委員 |
| 商工委員 | 商工委員 | 商工委員 |
| 運輸委員 | 運輸委員 | 運輸委員 |
- | | | | |
|----|--------|----|--------|
| 辞任 | 勝又武一君 | 補欠 | 山田 讓君 |
| 辞任 | 山田 讓君 | 補欠 | 勝又 武一君 |
| 辞任 | 和泉 照雄君 | 補欠 | 太田 淳夫君 |
| 辞任 | 村沢 牧君 | 補欠 | 小山 一平君 |
| 辞任 | 藤田 進君 | 補欠 | 鈴木 和美君 |
| 辞任 | 堀江 正夫君 | 補欠 | 秦野 章君 |
| 辞任 | 鈴木 和美君 | 補欠 | 藤田 進君 |
| 辞任 | 淵谷 英行君 | 補欠 | 宮之原貞光君 |
| 辞任 | 坂倉 藤吾君 | 補欠 | 对馬 孝且君 |
| 辞任 | 高杉 勉忠君 | 補欠 | 和田 静夫君 |
| 辞任 | 宮澤 弘君 | 補欠 | 遠藤 政夫君 |
| 辞任 | 小山 一平君 | 補欠 | 村沢 牧君 |
| 辞任 | 对馬 孝且君 | 補欠 | 坂倉 藤吾君 |
| 辞任 | 広田 幸一君 | 補欠 | 瀨谷 英行君 |
| 辞任 | 和田 静夫君 | 補欠 | 高杉 勉忠君 |
| 辞任 | 太田 淳夫君 | 補欠 | 馬場 富君 |
| 辞任 | 宮之原貞光君 | 補欠 | 広田 幸一君 |

昭和五十八年五月二十日 参議院会議録第十六号

議長の報告事項

昭和五十八年五月二十日 参議院會議録第十六号

議長の報告事項

通信委員

三木 忠雄君 黒柳 明君

辞任

馬場 富君

補欠

和泉 照雄君

建設委員

辞任

黒柳 明君

補欠

三木 忠雄君

決算委員

辞任

三木 忠雄君

補欠

黒柳 明君

議院運営委員

辞任

中山 太郎君

補欠

宮澤 弘君

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案

沿岸漁場整備開発法の一部を改正する法律案

漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

医学及び歯学の教育のための献体に関する法律案

同日議院において採択した「中小企業対策に関する請願」外二件の請願は、即日これを内閣に送付した。

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律

外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律

学校教育法の一部を改正する法律

医学及び歯学の教育のための献体に関する法律

沿岸漁場整備開発法の一部を改正する法律

漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律

同日本院は、次の件を議決した旨内閣に通知した。

昭和五十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十四年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十四年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十四年度政府関係機関決算書

昭和五十五年一般会計歳入歳出決算、昭和五十五年特別会計歳入歳出決算、昭和五十五年年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十五年政府関係機関決算書

昭和五十四年度国有財産増減及び現在額計算書

昭和五十四年度国有財産無償貸付状況総計算書

昭和五十五年国有財産増減及び現在額計算書

昭和五十五年国有財産無償貸付状況総計算書

昨日十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 山田 謙君 補欠 武一君

地方行政委員

辞任 加藤 武徳君 補欠 関口 恵造君

玉置 和郎君 山崎 竜男君

上野 雄文君 小谷 守君

勝又 武一君 小山 一平君

佐藤 三吾君 瀬谷 英行君

外務委員

辞任

小山 一平君

補欠

佐藤 三吾君

社会労働委員

辞任

関口 恵造君

補欠

加藤 武徳君

農林水産委員

辞任

北 修二君

補欠

遠藤 政夫君

運輸委員

辞任

山崎 竜男君

補欠

玉置 和郎君

地方行政委員

理事 田淵 哲也君 (田淵哲也君の補欠)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(三塚博君外三名提出)(衆第一五号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(矢山有作君外五名提出)(衆第三号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(閣法第四七号)審査報告書

臨時行政改革推進審議会設置法案(閣法第四九号)審査報告書

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局 105
電話 東京 五二四二(大代)

定価一部 一一〇円

昭和二十五年三月三十一日
第三號郵便物認可